



ほけんだより



令和4年1月25日
関根学園高等学校



新潟県では1月21日から2月13日まで「まん延防止等重点措置」を実施することとなりました。他人ごとではなく、それぞれが自分や自分の周りの人の為に、正しい行動をしてほしいです。

—まん延防止等重点措置とは・・・—

皆さんや家族の日常生活や学校生活などいつもの生活が、感染症の感染拡大によって重大な影響を及ぼさない為に、感染症の感染拡大防止を目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて政府から発出された法的措置の事です。

新潟県より以下の通り要請がでました

まん延防止等重点措置の適用に伴う県民・事業者の皆様への要請等(抜粋)

(詳しくは <https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/299867.pdf>)

基本的な感染対策について

- ◆基本的な感染対策の徹底（手洗い、手指消毒、3密回避、マスク着用）
- ◆体調に合わせた行動の徹底
 - ・体調不良を感じたら・・・ 不要な外出をしない、人の集まるところに行かない
 - ・イベントに参加しない
- ◆検査の徹底
 - ・大人数のイベントや大会等の前後に検査を受ける
 - ・県をまたぐ移動の前後に検査を受ける



有症状の方（無料）

- ◆かかりつけ医または受診・相談センターに電話
新潟県新型コロナ受診・相談センター 電話 025-256-8275（毎日24時間対応）

無症状の方（無料）

- ◆新潟県ワクチン検査パッケージ検査所で受検
<https://covid-kensa.com/joetsu.html>
- ◆ウエルシア薬局・ツルハドラッグ等の民間薬局で受検
https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/life/456072_1117143_misc.pdf



※民間薬局で検査を受ける際の注意事項はこちら

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/297717.pdf>



外出について

- ◆混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える（法第24条第9項）

移動について

- ◆不要不急の県外との往来は極力控える（法第24条第9項）

飲食について

- ◆同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とする（法第24条第9項）
- ◆営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない（法第31条の6第2項）
- ◆感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控える（法第24条第9項）
～にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店などの利用を～



学校生活で注意してほしいこと



1 基本的な感染防止対策の継続

- ・「手洗い・手指の消毒」「3密の回避」「マスクの着用」を引き続き徹底すること



2 「症状がある場合は登校しないこと」の徹底について

- ・最近判明した県内感染者の内、約9割の感染者に風邪等の症状があったことを踏まえ、

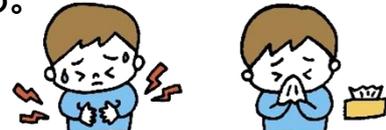
発熱やのどの痛み、咳などの症状がある場合には登校しないこと。

- ・風邪等の症状が一旦軽減しても、2日間は登校を控えること。



※症状軽減後、再度悪化し、感染が判明した事例があるため。

- ・家族に風邪等の症状がある場合は、登校を控えること。



- ・家族が PCR 等検査を受けている場合は、検査結果が出るまで登校を控えること。

3 マスクを外す活動の際、特に注意すること

- ・昼食時は、会話をせず黙って食事をする。

- ・体育や部活動では大声を出さないこと。



大声禁止



4 学校外の活動について

- ・友人同士でのカラオケ、外食など、リスクの高い活動は、しばらく控えること

~~大声~~
~~密閉空間~~



~~マスク無し~~